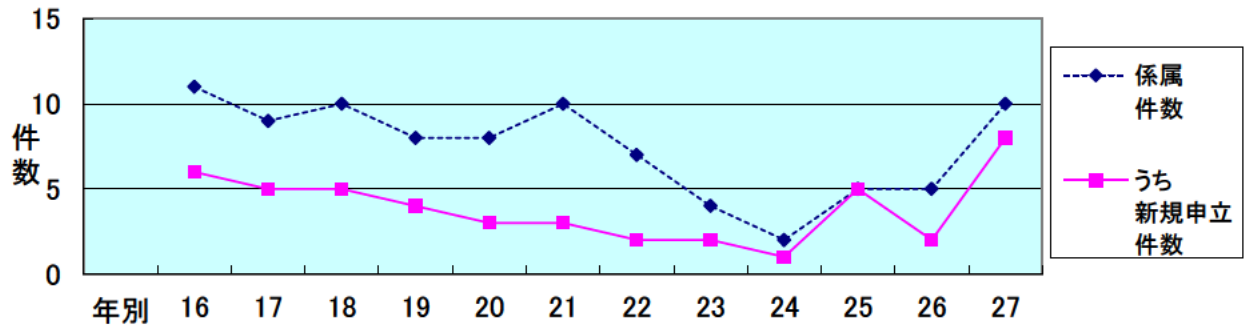


(第12表) 不当労働行為事件取扱件数の推移

平成27年12月31日現在



(第13表) 不当労働行為事件取扱状況

平成27年12月31日現在

状 況		25	26	27		
係 属 状 況	前年からの繰越			3	2	
	新規申立		5	2	8	
	計		5	5	10	
	申 立 人	組 合	5	2	7	
		個 人				
	新 規 申 立	該 当 号	組合・個人			1
			1			
			2	1	1	5
			3	1		
			4			
			1・2		1	
			1・3	2		2
			1・4			
			2・3	1		
			2・4			
	企 業 規 模	1 2 3 4	1・2・3			1
			1・2・3・4			
49人以下			2	1	4	
50人～99人						
100人～499人			1	1	3	
		1		1		
終 結 状 況	移 送					
	取 下		2		1	
	和 解	関 与		3		
		無 関 与				
		小 計		3		
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済			1	
棄 却						
却 下						
	小 計			1		
終 結 計		2	3	2		
次 年 へ 繰 越		3	2	8		
終結事件平均処理日数		48.5日	200.7日	481.5日		

(第14表) 不当労働行為事件一覧表

平成27年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数	該当事項	請求する救済の内容	申立年月日	終結年月日	所要日数	調査回数	審問回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結状況
		従業員数										
25 1	運輸業、郵便業	(4) 359	2 3	組合掲示板設置 団体交渉応諾 文書の手交及び掲示	H25.3.25	H27.10.23	943	6	3	4	○三浦 △前出 △高林 (△川村)	一部救済
21,600												
25 2	医療、福祉	(135) 600	1 3	差別取扱の禁止 分会の組織、運営に対する 支配介入の禁止 仮処分申立てによる支配介入の禁止 文書の手交及び掲示	H25.8.12	-	-	11	3	4	◎松本 (○森田) ○藤本 △金森 △西場	係属中
166												
27 1	宿泊業、飲食サービス業	(1) 650	2	団体交渉応諾 文書の提出、掲示及び新聞への掲載	H27.1.16	-	-	8	-	-	○向山 △山本 △村田	係属中
25												
27 2	製造業	(1) 650	2	団体交渉応諾 文書の提出、掲示及び新聞への掲載	H27.3.13	H27.4.1	20	-	-	-	○藤本 △前出 △野呂	取下げ (自主解決)
36,605												
27 3	運輸業、郵便業	6	2	団体交渉応諾、誠実団体交渉 文書の掲示	H27.7.23	-	-	1	-	-	○藤本 △吉川 △伊藤	係属中
22												
27 4	運輸業、郵便業	6	1 3	解雇撤回、復職、バックペイ 解雇通知撤回、バックペイ 配置転換命令の撤回 脱退勧奨、誹謗中傷などによる 支配介入の禁止 文書の掲示	H27.8.4	-	-	1	-	-	○藤本 △吉川 △伊藤	係属中
22												
27 5	サービス業	650	2	団体交渉応諾、誠実団体交渉 文書の提出、掲示及び新聞への掲載	H27.9.30	-	-	1	-	-	○三浦 △峯 △野呂	係属中
230												
27 6	建設業	(2) 650	2	団体交渉応諾 文書の提出、掲示及び新聞への掲載	H27.10.8	-	-	1	-	-	○向山 △金森 △村田	係属中
2												
27 7	運輸業、郵便業	101	1 3	転勤命令及び業務転換命令の撤回 労働契約変更の撤回 転勤命令、業務転換命令及び 自宅待機による賃金減少額の支払い 労働契約変更による賃金減少額の支払い 文書の掲示	H27.11.17	-	-	0	-	-	○小西 △山本 △野呂	係属中
106												
27 8	サービス業	(9) 650	1 2 3	団体交渉応諾 支配介入禁止 文書の提出、掲示及び新聞への掲載	H27.12.2	-	-	0	-	-	○三浦 △吉川 △高林	係属中
103												

※組合員数欄の()内は、不当労働行為が行われた事業所における申立組合の組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

- 1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)
- 2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)
- 3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)
- 4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)